機器管理者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する際の規制が強化されました。

機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しない違反には罰金が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反については、行政処分のみならず**刑事罰（50万円以下の罰金）の適用対象**となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は引取ってもらえません!

廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、**引取証明書の写し**を渡してください。

引取証明書：充填回収業者がフロン類を回収した際に 発行する書面

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、**二酸化炭素の100～10,000倍**という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、**地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献**できます。

約50t-CO_2 ＝

エアコン1台分

ビル用パッケージエアコン
1台に含まれるフロンは約20kg

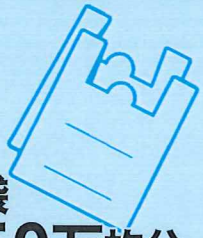

レジ袋 約150万枚分

乗用車 日本40周分